

## 公文書管理の現状と課題

「桜を見る会」招待者名簿が明らかにしたもの

内閣府は2019年5月に、予め総理大臣主催「桜を見る会」の招待者名簿の保存期間を1年未満と定めたことをふまえて、開催から1ヶ月足らずで廃棄した。この内閣府姿勢は、公文書管理法の所管官庁として、公文書管理法を全く遵守していない。権力を持つ情報は民主主義の根幹を支える知的資源である。国民が今回の問題を「たかが名前の話」と考え、権利を主張しなければ、健全な民主主義（公文書管理法1条）は育たない。

行政文書と文書管理

行政文書と文書管理

制定)は、「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものを、いうと規定している。その趣旨は、「文書の媒体の種類については、情報・通信システムの進展をも踏まえ、幅広くとらえる必要がある」と説明されている(「情報公開法要綱」の考え方)「以下「考え方」2(2)」。

(1) 内閣法制局の集団的自衛権行使に関する「想定問答集」(2016年1月)。横畠裕介法制局長官は集団的自衛権の行使を認めた閣議決定(2014年7月)に関連して作成した、「想定問答集」は行政文書ではないとして開示請求を拒否。

(2) 陸上自衛隊の日報(2016年12月)。防衛省は当初、情報公開請求を受けた日報は、保存期間が1年末満了ため廃棄したとし、不開示へ

③財務省の森友学園との交渉記録  
2016、6・..・近畿財務局が国有化地を森友学園に8億円引きの格安価格で販売した。財務省は売買契約に関する学園側との交渉記録は保存期間1年未満の軽微な文書であり廃棄したと答弁。

④加計学園の獣医学部新設に関する文科省文書（2016、5・..・総理の意向）などと書かれた文科省の内部文書につき、当初政府は「怪文書」扱いしていたが、文科省の再度の調査の結果、文書が保存されていたことが判明。しかし、これに対応する内閣府の文書は不存在。

政文書ファイル等の分類、名称、保存期間等を記載した「行政文書ファイル管理簿」の作成及び公表について規定している。ただし、同1項たる義務の対象外として、これをうけて本法施行令12条により、保存期間が1年未満のものは、対象外としている。

同ガイドライン第4・整理・3・保存期間、(5)(1)の保存期間の設定及び保存期間表においては、「歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に

「集団的自衛権行使容認の閣議決定に関する国会の閉会中審査に備えて作成されたが、不採用となつた」全23問の国会答弁資料案の電磁的記録の不開示決定（行政文書非該当）の件（情報公開・個人情報保護審査会答申平成29年6・47号）は、本件開示請求の時点における本件対象文書の行政文書該当性について、「当該調査の担当者のみがアクセスできる状態にあつた」ことを前提と

の電磁的記録である本件対象文書は、その作成後も本件開示請求の点まで、上記ア(ア)の内閣法制局のバー内の共有フォルダに、消去されないまま残存していたと認められる」と判示している。

2009年制定の公文書管理法  
条は、「行政機関の職員は、第一  
の目的の達成に資するため、当該  
政機関における経緯も含めた意思  
疎に至る過程並びに当該行政機関  
事務及び事業の実績を合理的に跡  
け、又は検証することができる  
う、処理に係る事案が軽微なもの  
ある場合を除き、次に掲げる事項

「なければならぬ」こと規定していく。その趣旨は、作成から利用までの文書のライフサイクルのうち、第1段階である「作成」について法律上の義務を定めたものである。

作成義務を課されている主体は、「行政機関の職員」であり、作成義務の対象となる客体は、「文書」である。作成（あるいは取得）した結果として「行政文書」になるので、作成前の段階の義務を定めた本条ではなく、客体を「行政文書」ではなく単に「文書」としている。

## 事例研究

――森友学園問題等の4事例による意思形成過程の公文書管理法の運用の最近の問題4事例は、以下

(P-10)を見ると、招待者名簿の保存期間を1年未満とした。しかし、招待状の送付手渡しにかかる招待者名簿は(2)で定型的な業務連絡には該当しない。また、(7)保存期間表に、保存期間1年未満とした。ただし、(7)は、業務単位で具体的に定めたが、一体誰が定めたのか。公文書管理法4条及び原則1年以上の保存期間を定めた趣旨に反する。また、重要又は異例な事項に関する情報を今まで場合には、通常は1年未満の保存期間を設定する行政文書の類型であつても、合理的な跡付けや証記が必要となるものは、1年以上の保存期間であることを要する。

しかし、その運用すらしていないバックアップデータも、国会議員の資料要求時点で隠した。

(2)内閣府は廃棄の理由を「大量の個人情報が含まれ、適正な管理が困難となるため」と説明した。だが、2万以上に満たない個人情報は役所では珍しくない。行政機関個人情報保護法に基づく保存があるべき姿である。

保存期間1年未満の行政文書の廃棄の運用が拡大解釈されないようになれば、(2)の定型的・日常的な業務についても、即時廃棄ということがあつても、(7)の業務単位で具体的に保存



みやけ・ひろし 弁護士。獨協大学特任教授。2018年まで公文書管理委員会委員を務める。元内閣府行政透明化検討チーム長代行として2011年政府提出改正情報公開法案の立案に尽力。法律実務家として情報公開法、公文書管理法、個人情報保護法の立法や解釈運用に長年かかわる。東京第二弁護士会会長。日弁連副会長などを歴任。

期間を1年未満と設定した文書については、年度末まで保管し、廃棄時に「廃棄簿に記載し、その廃棄簿は5年保存とした（行政文書管理ガイドライン、別表第2保存期間満了時の措置の設定基準、2具体的な移管・廃棄の判断指針①、①中の22の「・移管・廃棄簿」）（公文書管理研究会『実務担当者のための逐条解説公文書管理法・施行令』「ぎょうせい、2019年」328頁、2017年11月8日第58回公文書管理委員会議事録22頁の井上（由）委員の発言等参照）。

行政文書管理ガイドライン第7-2-③においても、文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であっても、なお、1年以上の保存期間とすべき文書に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとすると規定した（上記『逐条解説』294頁、内閣府本府行政文書管理規則23条4項）。

桜を見る会招待者名簿は、1年未満保存文書としても、4半期くらいの一定期間保存し、当該期間終了後速やかに括して公表するものとする旨規定しているが、内閣府は、すべて用済み後即時廃棄としている。しかし、仮に1年未満保存文書と解しても、一定期間保存し、その期間

中は行政機関個人情報保護法に基づき適正に保存管理するものであつて、個人情報であることを理由とす

る即時廃棄は不可である。

（3）廃棄されたのは共産党議員の資料要求があつた直後だった。この時点ではバックアップデータが残っていたのに、内閣府は行政文書ではないとして提供しなかつた。一般的職員が使用できず、「組織共用性」がないとの説明は、法の解釈をねじ曲げている。当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用または保存されている状態のものに他ならぬ（総務省「詳解情報公開法」24頁）。

前記の情報公開・個人情報保護審査会答申例によれば、紙の文書は実際に廃棄し、電子データについては、廃棄すべきものとして「古いデータ」という名称の共有フォルダに入れられたものでも、組織共用行政文書とされている。

行政文書管理ガイドライン中の「行政文書ファイル保存要領」の記載によれば、「・電子文書は、情報セキュリティポリシーの規定に従い、必要に応じ、電子署名の付与を行ふとともに、バックアップを保有する」という例文が摘示されており（上記『逐条解説』288頁）、各府省庁の

行政文書ファイル保存要領が作成されているのであるが、バックアップもまた電子文書の一様であることが前提となっている。

このことは、電子データを所管する内閣府が親サーバーにデータを一元管理するシンクライアント方式に変更した（5月9日にシユレッダ1号機）ことによる。内閣府はこの報告書を内閣問題の際の各所の共有サーバーの場合と異なり、親サーバーにおいて電子データが消失したときには、バックアップを即座に行わない限り行政文書が再現できないという問題を生じさせるからである。

（4）「桜を見る会」については、各省庁の文書管理体制を監視する公文書監察室が内閣府に設けられているが、歯止めにならなかつた。抜け道だらけの危機的な状況である。専門家でつくる公文書管理委員会の権限を強めるか、独立した「公文書管理制度」のような新組織をつくる必要がある。

2019年4月23日の公文書管理制度の「行政文書の管理に係る取組の実態把握調査・調査報告書」に「保存期間を1年未満とすることについて十分な検討が必要なもの」というと

のとして「式典の招待状」などが入っている。招待者名簿は、招待状の元になるもので検証に必要だから、開官房、内閣官房長官ひいては公文書廃棄の最終同意権限を有する内閣総理大臣（公文書管理制度8条2項）が踏みにじるとすると、極めて問題である。

（5）情報公開法改正（特に裁判所でのインカメラ審理（弁論期日外行政文書証拠扱い手続・裁判官だけが情報公開請求文書を裁判官室「＝インカメラ」で見る手続）や情報公開制度全般を見直す「情報公開審議会」の設置、さらに国會議員の資料要求を含み重要な取り扱いをした文書については用済み後廃棄を認めないこととする公文書管理制度改正を対立軸の一つとした政権構想を国民に提示することも大切である。

日弁連は、2009年4月24日「公文書管理制度の修正と情報公開法の改正を求める意見書」において、「公文書管理制度」の設置を求めてい